

# 10月より、市県民税が 公的年金から特別徴収 されます。

◆特別徴収とは◆  
市県民税を年金などから天引きして市に納める制度です。  
◆普通徴収とは◆  
市県民税を納付書や口座振替などで市に納める制度です。

## 対象になる市県民税

○公的年金等所得にかかる市県民税の所得割額および均等割額  
注意！ 給与所得やそのほかの所得にかかる市県民税の所得割額は、これまでどおり給与からの特別徴収または普通徴収での支払いになります。  
対象になる方  
次のすべてを満たす方。  
①65歳以上である ②老齢基礎年金などの給付を受けている ③市県民

税が課税されている ④一定の年金収入がある

※「一定の年金収入」の目安：前年の公的年金収入の合計が120万円（公的年金以外に収入のないときは18万円）を超える場合。  
通知時期：毎年6月  
特別徴収の回数

○年6回 ※4・6・8・10・12月、翌年2月に給付される年金から特別徴収されます。  
○平成21年度分（または満65歳になる最初の年度分）は、10月からの3回を特別徴収し、それまでの2回は普通徴収となります。詳しくは、下表をご参照ください。

## 対象にならない方

次に該当する方は、普通徴収となります。  
○当該年度の1月2日以降に、市外へ転出した方  
○老齢基礎年金などの給付額が、年額18万円未満の方  
○介護保険料が年金から特別徴収されていない方  
○年度内の特別徴収税額が老齢基礎年金などの給付の年額を超える方

## そのほか

○年税額のうち、公的年金所得にかかる税額は、すべて年金からの特別徴収、または普通徴収のどちらかになります。  
○給与所得のある方は、給与からの特別徴収、年金からの特別徴収、普通徴収の3種類の方法に分けて納めていただく場合もあります。※納める方法が分かれるだけで、合計額は変わりません。  
○年度途中で税額変更があった場合、や、本人が転出などした場合は、

現在、公的年金などにかかる市県民税は、納付書・口座振り替えなどで納めていただいています。10月から公的年金からの特別徴収になります。そこで、特別徴収の対象になる方や時期などについてお知らせします。  
※納付方法が変更になることによって、税金の額が増えるわけではありません。  
くわしくは 税務課 市民税係 ☎(21)5113

年金からの特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替わります。

表・平成21年度の納付方法 例：年税額12,000円の場合

納め方	納める月	納める税額
普通徴収 (納付書) (口座振替) (納税組合)	6月	3,000円 (4分の1)
	8月	3,000円 (4分の1)
特別徴収 (年金からの 天引き)	10月	2,000円 (6分の1)
	12月	2,000円 (6分の1)
	翌年2月	2,000円 (6分の1)



## ご存知ですか？

# 成年後見制度

### 法定後見制度と 任意後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方たちは、不動産や預貯金などの財産管理や遺産分割の協議、介護サービスの利用に関する契約などの必要があっても、判断や手続きを行うことが難しい場合があります。また、悪徳商法などで自分に不利益な契約を結んでしまう恐れもあります。

成年後見制度は、このような方たちに対して、代理権などを与えられた後見人が、本人の意思を尊重しつつ、本人を保護・支援する制度です。

法定後見制度は、後見・保佐・補助の3つに分かれており、本人の事情に応じて選べるようになっていきます。  
後見：常時判断能力が欠けている状態の方が対象  
保佐：判断能力が著しく不十分な方が対象  
補助：判断能力が不十分な方が対象  
法定後見制度では、家庭裁判所が法定後見人などを選任します。

なお、この制度の申立てを行うことができるのは、本人もしくは配偶者、4親等以内の親族です。本人に身寄りがない場合は、市町村長にも申立ての権利

が与えられます。

任意後見制度では、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ任意後見人(代理人)を選んでおきます。そして、任意後見人に自分の生活や財産管理などに関することについての代理権を与えるために契約(任意後見契約)を結びます。なお、契約の際には公正証書を作成します。  
任意後見人は、将来、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと、本人の代理として契約などを行います。



### こんなときにご利用ください

財産管理の例  
○親が死亡した知的障がい者が、相続や預貯金の管理に困っている。  
○認知症高齢者の預貯金を親族が勝手に使ってしまう。  
○認知症で、繰り返し訪問販売などの悪徳商法の被害にあっってしまう。  
介護に関する契約などの例  
○一人暮らしの認知症高齢者だが、福祉サービスの利用契約が必要である。

### 市の相談窓口

高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100  
地域包括支援センター ☎(21)2137  
生活福祉課 障がい福祉係 ☎(21)5174

### 民間専門相談機関

(社)成年後見センターリーガル・サポートとちぎ支部 ☎028(82)9420